

第2次 鹿沼市教育ビジョン (概要版)

(令和4年度～令和8年度)

策定の趣旨

本市では、教育基本法や国・県の教育振興基本計画など国や県の教育方針等を参考としながら、平成24(2012)年3月に10年間を計画期間とした鹿沼市教育ビジョンを策定し、教育行政を推進してきました。令和3年度で計画期間が終了するにあたり、これまでの教育ビジョンの考え方を継承しつつ、急速に変化する社会経済情勢や複雑化・多様化する教育をめぐる環境・課題を踏まえ、本市が目指すべき教育の基本的な方向性と施策を明らかにするため、第2次鹿沼市教育ビジョンを策定しました。

計画の位置づけ

本計画は、「鹿沼市教育大綱」や上位計画である「第8次鹿沼市総合計画」との整合、国・県の「教育振興基本計画」との調和を図りつつ、「教育基本法」第17条に基づく本市の教育振興基本計画として位置づけます。

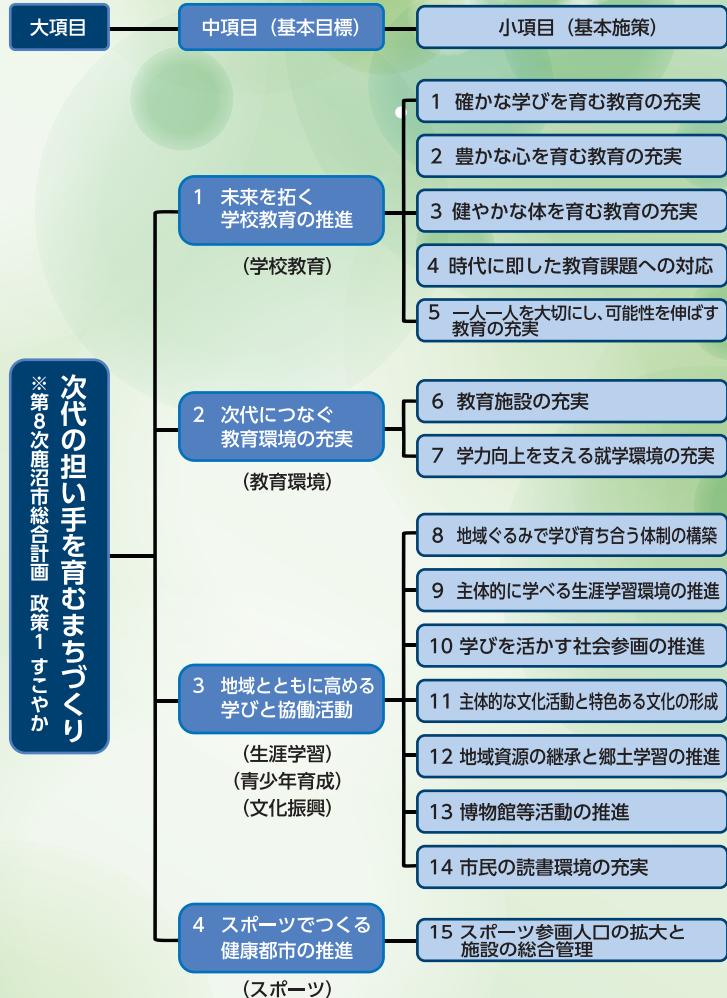


基本理念

「学びから 未来を拓く ひとづくり」

「学校」「家庭」「地域」が、それぞれの役割を認識しながら連携を深めて互いに協力し合い、豊かな未来を切り拓く子どもたちを育てるための教育を推進していくことを目的としています。

施策体系



イメージ図



基本目標1 「未来を拓く学校教育の推進」(学校教育)

基本施策1 「確かな学びを育む教育の充実」

- ①教員の指導力向上 重点取組
- ②英語教育の拡充・強化 重点取組
- ③学習意欲向上への取組 重点取組
- ④ICTを活用した学びの推進
- ⑤幼小連携の推進



基本施策2 「豊かな心を育む教育の充実」

- ①道徳教育の充実 重点取組
- ②自己指導能力を育む児童・生徒指導の充実
- ③人権教育の推進
- ④学校図書館の利用促進

基本施策3 「健やかな体を育む教育の充実」

- ①児童生徒の体力向上の推進 重点取組
- ②学校保健・安全教育の充実
- ③学校における食育の推進

基本施策4 「時代に即した教育課題への対応」

- ①教育研究事業の推進
- ②多文化共生に向けた教育の推進



基本施策5 「一人一人を大切にし、可能性を伸ばす教育の充実」

- ①特別支援教育の充実
- ②教育相談の充実 重点取組
- ③キャリア教育の推進



基本目標2 「次代につなぐ教育環境の充実」(教育環境)

基本施策6 「教育施設の充実」

- ①小中学校の整備
- ②小中学校の長寿命化整備 重点取組
- ③学校防犯設備等の整備
- ④小中学校の適正配置 重点取組
- ⑤スクールバスの運行



基本施策7 「学力向上を支える就学環境の充実」

- ①小中学校児童生徒への就学支援
- ②より良い教育環境の整備
- ③教育のICT環境整備 重点取組
- ④市奨学生の支援
- ⑤安全安心な学校給食の提供 重点取組



基本目標3

「地域とともに高める学びと協働活動」 (生涯学習・青少年育成・文化振興)

基本施策8 「地域ぐるみで学び育ち合う体制の構築」

- ①コミュニティ・スクールの導入推進
- ②地域学校協働活動の推進
- ③家庭教育の支援



基本施策9 「主体的に学べる生涯学習環境の推進」

- ①多種多様な学習機会の提供
- ②青少年健全育成活動の推進
- ③自然生活体験学習の提供
- ④生涯学習施設の整備と長寿命化

基本施策10 「学びを活かす社会参画の推進」

- ①青少年の主体的な社会参画の促進
- ②地域人材ネットワークの活用促進

基本施策11 「主体的な文化活動と特色ある文化の形成」

- ①文化芸術活動の次世代への継承
- ②文化の杜（市民文化センター）の活用推進

基本施策12 「地域資源の継承と郷土学習の推進」

- ①文化財指定の推進と保護
- ②地域資源の調査と保存
- ③郷土愛を育む学習の推進
- ④伝統行事の継承



基本施策13 「博物館等活動の推進」

- ①まるごと博物館事業の推進
- ②魅力ある川上澄生美術館の運営

基本施策14 「市民の読書環境の充実」

- ①子どもの読書活動の充実
- ②読書普及事業の推進
- ③図書館資料と業務システムの充実
- ④快適で親しまれる図書館の整備・充実

基本目標4

「スポーツでつくる健康都市の推進」(スポーツ)

基本施策15 「スポーツ参画人口の拡大と施設の総合管理」

- ①市民のスポーツ参画人口の拡大
- ②いちご一會とちぎ国体、いちご一會とちぎ大会の開催
- ③スポーツ交流の促進
- ④スポーツ環境の整備と利活用の促進



鹿沼市教育目標

- 1 人間性豊かで、思いやりのある市民を育む
- 2 教養を高め、多様な価値観を認め合う市民を育む
- 3 郷土を知り、豊かな郷土づくりに励む市民を育む
- 4 人権を尊び、平和な社会を築く市民を育む
- 5 自然を愛し、環境を守る市民を育む



これからの教育に求められるもの

- ①正解のない問題に対する納得解
- ②多様な他者との協働
- ③幸せな人生の創造

これからの教育においては、どこかに正しい決められた答えがあって、それを探せばいい、ということではなくて、決まりきった正解のない問題に対して、自分とは違う考えの人たちとも協力して、多くの人が納得できるような「納得解」というものを見いだし、幸せな人生を築き上げていくことが大切です。そのために必要な力（資質・能力）を教育を通して育てていきます。

育成を目指す資質・能力

新学習指導要領では、①生きて働く「知識・技能」の習得、②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成、③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養が、育成を目指す資質・能力の三つの柱として重視されていますが、自己肯定感や自尊感情、困難を乗り越え成し遂げる力、互いのよさを生かして他人と協働する態度、優しさや思いやりなどを育成すること（これらは「非認知能力」と呼ばれ、下記のような数値では測れない力のこと）で、三つの柱の「学びに向かう力・人間性等」に当たります。）に、特に力を入れて取り組んでいきます。

自分と向き合い自分を高める力

（自分を大切にし、感情のコントロールができ、自分を高めようとする力）

- ・自己肯定感・自尊感情・自制心・忍耐力・やり抜く力・自律心
- ・向上心・レジリエンス（回復力）など



他者とつながる力

（他者との関係を築き、他の人とうまくやっていく力）

- ・共感性・優しさ・思いやり・協調性・協働する力・コミュニケーション力など

推進にあたって

本教育ビジョン推進にあたっては、「どんな資質・能力を育成するのか」「何のためにそれをやるのか」ということを重視して取り組んでいきます。何をやるか、どうやってうまくやるかというのは、もちろんとても大切ですが、その前に、「何のためにそれをやるのか?」「なぜそれをやるのか?」そして、「その教育活動を通して子どもたちにどんな力、資質・能力を身に付けさせるのか?」を確認しながら推進していきます。また、「何かをやる」にあたっては、目的を意識し、どんな資質・能力を育成するのかということを重視して取り組んでいきます。

教育というのは、様々な人の思い、願い、支え、協力で成り立っています。信頼関係で成り立っているのが、教育という営みです。また、教育は、毎日の地道な当たり前の実践の積み重ねによってこそ実現されるものです。学校・家庭・地域が、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚した上で、相互の信頼関係を大切にし、連携・協働する中で、「沢には沢の文化」に象徴される、地域固有の歴史や文化・風土を尊重しながら、大人も子どもも学び続ける生涯学習社会や地域の活性化を目指し、生涯にわたって学び続ける姿勢を大切にしていきます。